

# 鳥取県立倉吉西高等学校 『いじめ防止基本方針』

## 1 基本方針策定の考え方

本校では、「いじめ防止対策推進法」及び文部科学省と鳥取県が平成29年に改定した「いじめの防止等のための基本的な方針」並びに本校の「基本方針・重点目標」を踏まえ、いじめのない学校づくりを推進するために、基本方針を策定する。その方針に基づき、具体的な取組を進める中で、生徒が安心して学校生活を送ることができる教育環境を整備するとともに、規範意識を有し、他を思いやる心を持って周囲の人間と豊かな人間関係を構築することができ、将来、地域社会に貢献できる人材育成を目指す。

### (1) いじめ問題に対する基本的な考え方

- ・【いじめ発生の可能性の認識】いじめは、いつでも、どの学校でも、そしてどの生徒にも起こりうる可能性のある事案であるという認識に立つこと。
- ・【いじめの深刻さ・危機感の共有】いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与え、場合によっては、その生命や身体に重大な危険を生じさせることもある重大な事案であるという危機感を全教職員が共有すること。
- ・【いじめに対峙する姿勢】いじめは、いかなる理由があろうとも人間として絶対に許されない行為であり、教職員はもとより、生徒もいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめに対する認識を深めることができるよう取組を進めること。
- ・【いじめに対する組織的対応】いじめの未然防止、発生時の対応、解決に向けた取組については、教職員や保護者、及び関係機関がそれぞれの立場での責任を果たすとともに、互いに綿密な連携をとりながら、組織的な対応を行うこと。
- ・【いじめの認知・早期対応】いじめについて、生徒の実情を常に把握しながら、積極的に認知し、学校全体の問題として捉え、組織的且つ早期に対応して、深刻・重大ないじめに発展することを防ぐこと。

### (2) 本校の現状・課題

- ・本校では、幸い生命の危険を脅かすような事案は近年はないものの、いじめ事案は毎年のように発生しており、憂慮すべき状況にあるといえる。
- ・その内容は「からかい」や「ひやかし」が中心であるが、いじめを行っていた生徒が、自分たちの言動の持つ意味の重大性に気づかず、安易な言動を繰り返すことがいじめの要因となっている傾向が強い。
- ・発生したいじめ事案のほとんどが学校内の人間関係のもつれによるものであるが、その事案の発覚が保護者を含めて他者からの情報等によるものであることを考えた時、教職員がよりアンテナを高くし学校内における生徒の言動や人間関係、活動状況等に留意することが必要である。
- ・道徳教育の観点から、今現在も様々な機会をとおして生徒に他人に対する思いやりや周囲への気遣い等について指導を行っているが、いじめを受けた生徒やその保護者の耐え難い苦痛に満ちた胸中を考えたとき、より全教職員が危機感を持って未然防止に向けた取組を推進する必要がある。
- ・携帯電話・スマートフォン絡みのケースが多い。携帯電話・スマートフォンは便利なツールであるが、匿名性が高く、誹謗中傷の温床となっている。使用方法や危険性などをしっかり伝え、指導する必要がある。

### (3) 保護者及び関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、発生時の迅速かつ適切な対応を行うために、学校は保護者及び関係機関等と密接な連携をとることで、いじめをさせない、いじめを受けない学校環境づくりに努めるとともに、発生時には速やかな解決に向けた取組を行うとともに、該当生徒

の心のケアに努めるものとする。

## 2 いじめ対策組織の構築

いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき、以下の委員会を設置し、学校全体で組織的な対応を行うこととする。いじめは学校全体に関わる重大な事案として、当該ステージや一部の教職員に任せることなく、関係職員がそれぞれの責務を自覚し、連携・協力しながら対応することとする。

### (1) 名称

いじめ対策委員会

### (2) 構成員

委員長：●校長

委員：●教頭、主幹教諭

●「情報を集約・整理する担当者」

①生活支援グループ長、②生活支援グループ（教育相談担当、特別支援教育担当）、③人権教育主任、④ステージ主任、⑤養護教諭、⑥教育相談員、⑦当該担任

●その他（県教委担当者、学校医、スクールサポーター又は警察、弁護士等）

#### ※留意点

・学校全体で組織的に対応するため、適宜、いじめに関する情報や取組状況等を全教職員に報告（情報共有・共通理解）し、個々の意見を反映させながら取組を具体的に検討・実施する。

### (3) 主な業務内容

①基本方針に基づく取組、計画等の作成

②情報の収集・記録

③事案発生時における対応策の検討

④取組の評価・検証、基本方針の見直し、取組・計画等の改善検討

## 3 具体的な取組（行動計画）内容

### (1) 未然防止に向けた取組

#### ※いじめ未然防止の基本姿勢

・いつでも、どこでも、すべての生徒に起こる可能性があるという危機感を持って、生徒への指導や教育活動にあたること

①教職員対象研修会の開催→学校全体の組織的な課題・取組であることの共通認識醸成

②道徳教育全体計画の観点に基づき、様々な教育活動の場面で、思いやりの心や集団の一員としての自覚や態度の育成を図る。

③体験活動や生徒会活動等をとおして、生徒同士の仲間意識や協力体制の構築を図る。

④授業、特別活動、部活動等、すべての教育活動において、生徒が自分の居場所をみつけるとともに、自己有用感や自己肯定感を持てるよう、安心・安全な学校の雰囲気づくりに努める。

### (2) 早期発見に向けた取組

#### ※いじめ早期発見の基本姿勢

・生徒のささいな変化に気づくこと

・情報を迅速かつ的確に共有すること

・情報に基づき、適切な対応を迅速に行うこと

- ①学校生活における生徒の状況把握に努める
    - 教職員の情報収集のアンテナを高く
    - 相談室や保健室等での生徒状況、様子の観察
    - 必要に応じて、適宜、生徒面談の実施
  - ②定期的なアンケート調査の実施
  - ③生徒と教職員の適切な人間関係の構築に努める
    - 生徒が悩みや心配を相談しやすい雰囲気醸成
  - ④気になる生徒がいた場合、その情報を速やかに共有できる教職員の体制を構築する
- (3) いじめ事案に対する対応

**※いじめ事案対応の基本姿勢**

- ・事案に関する情報を、正確かつ迅速に把握し、関係職員で共有すること
- ・いじめの程度や状況に応じた対応策を速やかに講じること
- ・保護者や関係機関との連携を密にすること

- ①的確な情報収集・実態把握を行い、その情報を職員全体で共有する
    - 個々の情報は「情報を集約・整理する担当者」で集約し、その後教頭に報告する。
  - ②いじめ対策委員会の開催、対応策の検討を行う
  - ③いじめ解決に向けた具体的な取組の実施
    - 必要に応じて、関係機関との連携、指導助言を仰ぐ
  - ④いじめを受けた生徒の心のケア、経過観察をこまめに実施
  - ⑤いじめを行った生徒への継続的な指導、経過観察をこまめに実施
  - ⑥再発防止に向けた工夫の検討
- (4) 関係機関等との連携

**※関係機関等との連携の基本姿勢**

- ・事案の状況に応じて、どの機関とどのように連携すべきかを事前に検討すること
- ・事案の状況によっては、生徒の生命に関わることもあり得るため、関係機関等との連絡・連携体制を日ごろから構築しておくこと

- ①事案の状況に応じて、関係機関と速やかに連絡をとり、迅速な対応を心がける
- ②主な関係機関は以下のとおりとするが、必要に応じて他の機関とも連携を図る
  - 県教育委員会高等学校課、生活支援・教育相談センター
  - 警察署（スクールサポーター）
  - 学校医
  - 児童相談所
  - 県教育委員会顧問弁護士 等

4 附則

平成26年4月1日施行  
 平成30年4月1日一部改訂  
 令和5年4月1日一部改訂